

公正取引委員会における景品表示法の運用状況

1 最近の景品表示法違反事件の処理状況（公正取引委員会が調査に関わったもの。以下同じ。）

(1) 概況

年度	措置命令 (表示事件のみ)	指導	内訳		合計		課徴金納付命令（表示事件のみ）	
			表示事件	景品事件	表示事件	景品事件	件数	課徴金額
平成26年度	8(30)	77(294)	71(275)	6(19)	79(305)	6(19)	-	-
平成27年度	6(13)	57(178)	48(151)	9(27)	54(164)	9(27)	-	-
平成28年度	6(27)	50(138)	46(127)	4(11)	52(154)	4(11)	0(1)	0万円（4億8507万円）
平成29年度	6(50)	34(179)	26(165)	8(14)	32(215)	8(14)	1(19)	530万円（3億9153万円）
平成30年度	6(46)	53(216)	44(193)	9(23)	50(239)	9(23)	2(20)	1,568万円（5億801万円）
令和元年上半期	5(18)	-	-	-	-	-	2(7)	2,420万円（1億5702万円）

（注）括弧内の数値は、消費者庁が行った件数及び課徴金額

(2) 各地方事務所等の直近の違反事件の処理状況

地方事務所等	平成29年度				平成30年度				令和元年度上半期	
	措置命令	課徴金納付命令	指導	合計	措置命令	課徴金納付命令	指導	合計	措置命令	課徴金納付命令
北海道事務所	0(0)	0(-)	3(1)	3(1)	0(0)	0(-)	7(2)	7(2)	0(0)	0(-)
東北事務所	0(0)	0(-)	2(0)	2(0)	0(0)	0(-)	3(0)	3(0)	1(0)	0(-)
中部事務所	1(0)	0(-)	8(2)	9(2)	0(0)	1(-)	11(2)	12(2)	1(0)	0(-)
近畿中国四国事務所	2(0)	0(-)	6(1)	8(1)	2(0)	1(-)	13(3)	16(3)	1(0)	0(-)
中国支所	0(0)	1(-)	1(0)	2(0)	0(0)	0(-)	5(1)	5(1)	0(0)	0(-)
四国支所	1(0)	0(-)	0(0)	1(0)	0(0)	0(-)	6(0)	6(0)	0(0)	0(-)
九州事務所	2(0)	0(-)	8(2)	10(2)	3(0)	0(-)	8(1)	11(1)	1(0)	2(-)
沖縄公正取引室	0(0)	0(-)	6(2)	6(2)	1(0)	0(-)	0(0)	1(0)	1(0)	0(-)

（注）括弧内の数値は、景品事件の件数

(3) 令和元年度上半期に消費者庁により措置命令又は課徴金納付命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの別紙のとおり。

2 公正取引委員会における景品表示法の普及・啓発活動等

直近の相談件数・講演等の状況

地方事務所等	平成29年度		平成30年度		令和元年度上半期	
	相談件数	講演等件数	相談件数	講演等件数	相談件数	講演等件数
北海道事務所	150	8	153	6	75	4
東北事務所	113	11	93	6	49	5
中部事務所	347	25	294	21	204	14
近畿中国四国事務所	416	26	364	27	215	15
中国支所	196	6	194	13	72	1
四国支所	65	6	39	11	21	5
九州事務所	296	7	301	8	143	4
沖縄公正取引室	24	2	31	3	23	2
合計	1,607	91	1,469	95	802	50

(注) 「講演等件数」の内訳は、消費者団体・事業者団体が開催するセミナー等への講師派遣回数及び公正取引委員会が主催したセミナーの回数

1 令和元年度上半期に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反法条
1	平成31年4月16日(株式会社ロイヤルダイニング)	<p>(株)ロイヤルダイニングは、自社が運営する2店舗において一般消費者に提供する一部の料理(以下「対象料理」という。)について、例えば、「焼肉レストランROI NS 沖縄」と称する店舗に係る自社ウェブサイトにおいて、平成25年3月21日から平成30年12月20日までの間、「沖縄県産の食材と日本全国選りすぐりの黒毛和牛専門店」及び「『心のこもったお料理を』をモットーに■■■■料理長が厳選した黒毛和牛のみを使用した、ROI NS自慢の新鮮でクオリティの高い料理をお楽しみください。」と記載するとともに、「【厚切りの黒毛和牛を使用した上タン塩】お客様が必ず驚く当店の上タン塩は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用仕入れております。」等と記載するなど、対象料理について、あたかも、黒毛和牛の部位を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>しかし、実際には、対象料理には外国産牛のもの又は大部分が外国産牛のものを使用していた。</p>	第5条 第1号
2	平成31年4月26日(株式会社BLI)	<p>(株)BLIは、「RIDDEX PLUS」と称する商品(以下「本件商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり、平成29年7月5日から平成30年2月26日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイトにおいて、本件商品の写真及び弱っているゴキブリのイラストとともに、「あれ!?ゴキブリどこいった??」、「正規品 シリアルナンバー付 RIDDEX PLUS 総合害虫駆除」、「部屋からゴキブリ消える!」などと記載することにより、あたかも、本件商品を設置するだけで、ゴキブリやヒアリ等を建物から駆除することができるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>	第5条 第1号

3	令和元年6月28日（ふるさと和漢堂株式会社）	<p>ふるさと和漢堂株式会社は、「ドクター・フトレマックス」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年8月27日から令和元年6月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成29年8月27日から平成30年1月23日までの間、「長年のコンプレックスだったガリガリ体型を約2ヶ月で克服!」、「太る専用プロテイン!」等と表示するなど、あたかも、食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても、本件商品を摂取することにより、約2か月で、外見上身体の変化を認識するまでの体重の増量効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>	第5条第1号
4	令和元年7月8日（株式会社サンプラザ）	<p>（株）サンプラザは、同社が運営する29店舗において供給するパンの各商品（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 例えば、平成29年7月1日に大阪府及び奈良県内に配布された日刊新聞紙に折り込んだ富田林店等に係るチラシにおいて、「菓子パン・食パン 全品 メーカー希望小売価格より 3割引」と表示するなど、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、本件商品を当該メーカー希望小売価格から3割引き引いて販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品についてメーカー希望小売価格は設定されていなかった。</p> <p>② 本件商品のうち「神戸屋 スマイルモーニング 4枚切」と称する食パン等の各商品（以下これらを併せて「本件食パン」という。）について、例えば、三国ヶ丘東店において、「神戸屋 スマイルモーニング 4枚切」と称する食パンについて、「パン3割引の日 神戸屋 スマイルモーニング 表示価格は3割引後の価格です 通常価格125円を 4枚切 本体価格88円」と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額は、当該店舗において本件食パンについて通常販売してい</p>	第5条第2号

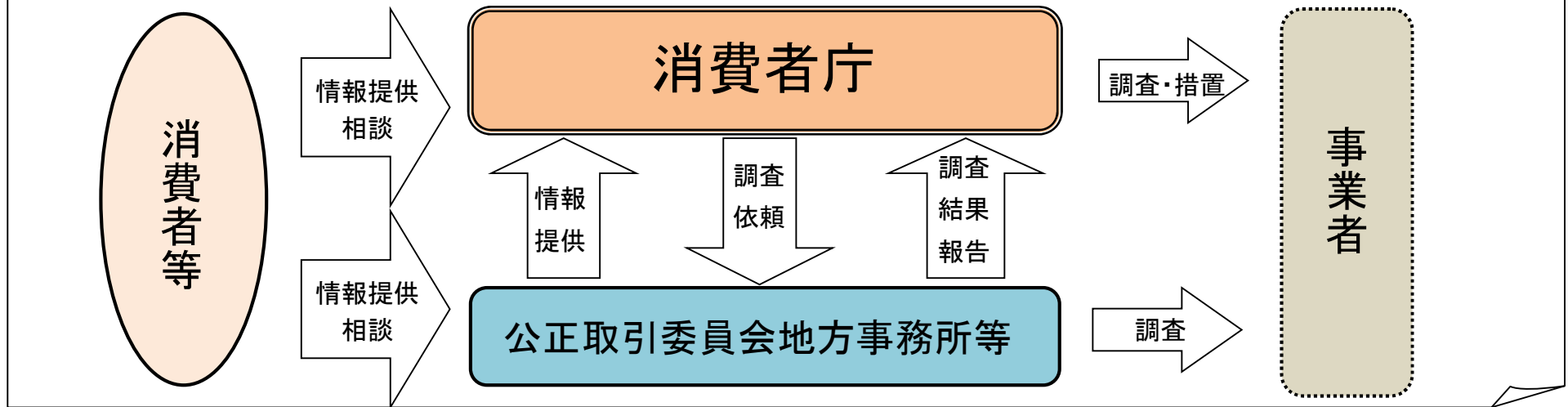
		<p>る価格であり、本件食パンを当該通常販売している価格から3割割り引いて販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、「通常価格」と称する価額は、当該店舗において本件食パンについて販売された実績のないものであった。</p>	
5	令和元年8月7日（株式会社ブルースター）	<p>(株)ブルースターは、同社が運営する11店舗において供給する29品目のクリーニングサービスの各役務を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 例えば、平成28年4月25日に配布された日刊新聞紙に折り込んだザ・ビッグ浪岡店等におけるセール企画に係るチラシにおいて、「ジャンパー」と称する品目のクリーニングサービスについて、「[通常]600円⊕[撥水加工]500円=1,100円～」及び「撥水加工料込み！！550円～」と表示するなど、あたかも、比較対照価格は、ザ・ビッグ浪岡店等において「ジャンパー」と称する品目等のクリーニングサービスについて通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、比較対照価格は、ザ・ビッグ浪岡店等において「ジャンパー」と称する品目等のクリーニングサービスについて最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p> <p>② 例えば、平成28年6月6日に配布された日刊新聞紙に折り込んだザ・ビッグ浪岡店等におけるセール企画に係るチラシにおいて、「ダウンジャケット」と称する品目のクリーニングサービスについて、「ダウン オール半額」及び「ダウンジャケット 900円」と表示するなど、あたかもザ・ビッグ浪岡店等において「ダウンジャケット」と称する品目等のクリーニングサービスについて通常提供している価格から半額又は30パーセント割り引いて提供するかのように表示していた。</p> <p>実際には、半額という割引額又は30パーセントという割引率の算出の基礎となる価格は、ザ・ビッグ浪岡店等において「ダウンジャケット」と称する品目等のクリーニングサービスについて最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。</p>	第5条第2号

2 令和元年度上半期に消費者庁により課徴金納付命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
1	令和元年6月26日(株式会社アルトルイズム)	<p>(株)アルトルイズムは、「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品(以下「本件商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり、平成30年4月9日から同年10月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、黒髪の人物の写真と共に、「白髪染めはしたくない!」、「ロマンスグレーはまだ早い!」、「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ!“黒活”をスタートしましょう!」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>	839万円
2	令和元年6月26日(株式会社はびねすくらぶ)	<p>(株)はびねすくらぶは、「酵母と酵素 de さらにスルー」と称するカプセル状93粒入りの健康食品(以下「93粒入り」という。)及び「酵母と酵素 de さらにスルー」と称するカプセル状42粒入りの健康食品の各商品(以下これらを併せて「本件2商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、93粒入りについて、平成28年4月1日から平成29年8月3日までの間、「酵素※1 酵母 乳酸菌の発酵パワーでダイエット!」、食事の画像と共に、「食べるのが大好きなあなたへ!」、「『酵母と酵素 de さらにスルー』は、生きた酵素と酵母、乳酸菌、さらに白キクラゲ由来のエイドラフリーWJをたっぷり配合した新しいダイエットサプリ。」等と記載するなど、あたかも、本件2商品を摂取するだけで、特段の食事制限をすることなく、本件2商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたと</p>	1581万円

		ころ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	
--	--	---	--

公正取引委員会が所管していた景品表示法は、平成21年9月1日をもって、消費者庁に移管された。
 景品表示法移管後においても、公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け、地方事務所等において、消費者庁との協力の下、景品表示法違反事件の調査業務及び同法違反の疑いに関する情報の受付業務を行うとともに、同法に関する相談業務等を行っている。



景品表示法の改正

- 平成26年6月改正：事業者は表示等に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない、事業者が必要な措置を講じていない場合に消費者庁が指導・助言、勧告等を行うことができる等の規定が新設された（平成26年12月1日施行）。
- 平成26年11月改正：不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度（対象行為：優良誤認表示・有利誤認表示、賦課金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。）の規定が新設された（平成28年4月1日施行）。